

別紙 5

立 入 検 査 後 の 指 導 基 準

指導命令の区分	内 容	様式等
立入検査指導事項 (行政指導)	<p>立入検査の結果により、法令違反とはいえないが医療機関の管理運営上改善が望ましい事項について、開設者、管理者等に対し指導すること。</p> <p>なお、指導を行った事項については、改善結果等の報告を求めるものではないが、様式6を相手方にも交付し、次の立入検査の機会等に改善状況を確認すること。</p> <p>立入検査の結果により、医師の働き方改革に係る検査項目（面接指導の実施、就業上の措置（時間外・休日労働月100時間以上見込み・時間外・休日労働月155時間超）、勤務間インターバル・代償休息（以下「働き方検査項目」という。））について、医療機関の管理運営上改善が望ましい事項について、開設者、管理者等に対し、埼玉県医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）の支援を受けるよう指導すること。</p> <p>なお、指導を行った事項については、様式6を医療機関に交付するとともに、勤改センター（医療人材課 医師確保対策担当）へ共有し、次の立入検査の機会等に改善状況を確認すること。</p> <p>また、勤改センターは支援内容を随時、医療整備課へ共有し、医療整備課は該当保健所へ当該支援内容を共有すること（以下、行政指導につき同様）。</p> <p>*これにより、医療機関から勤改センターへ支援要請あり。勤改センターは、要請に基づき、次の立入検査までに医療機関の指摘事項について、改善支援を図る。</p>	様式 6
医療従事者確保 指導等通知 (行政指導)	<p>医療従事者の充足状況について、医療法の定めるところにより算定した必要従事者数及びその充足率等の状況を開設者又は管理者あて通知すること（立入検査後1ヶ月以内）。</p> <p>なお、充足率の算定に当たっては、別紙3に示す算定式によることとし、様式中現員が必要人員を上回っている場合における充足率は、100%と記入する。</p> <p>また、様式中の職種欄に記載されている医師等以外の医療従事者が不足している場合にあつては、適宜当該医療従事者の必要人員等の状況を記入すること。</p> <p>*働き方検査項目該当なし（医療従事者の充足状況の項目のため）</p>	様式 7

<p>不適合事項通知 (行政指導)</p>	<p>法令違反となる不適合事項について、開設者又は管理者あてに通知すること（監視後1ヶ月以内）。</p> <p>（医療従事者の充足率に係る不適合事項については、医師又は看護職員については80%以下、その他の職員については50%以下の場合に通知すること。）</p> <p>なお、通知を行った不適合事項については、改善結果報告又は改善計画書の提出を求めること（提出期限は概ね3ヶ月以内に設定する）。</p> <p>様式6の交付後の直近の立入検査において、様式6に記載された事項に記載された改善を要する事項に、なお改善が見られない場合に、医療機関の開設者又は管理者に対し、提出期限を概ね3か月以内に設定し、様式8により改善結果報告（様式は任意）を求めること。</p> <p>なお、様式8を勤改センターに情報共有し、勤改センターはこれを受けて、速やかに該当医療機関へ支援訪問を行うこと。 また、医療機関から提出された改善結果報告についても、勤改センターへ共有すること。</p> <p>*医療機関からの要請ではなく、プッシュ型で支援訪問。改善結果報告の提出期限前までに、指摘事項の改善支援を図る。</p>	<p>様式8</p>
<p>改善勧告 (行政指導)</p>	<p>①不適合事項通知をもって指導した事項について必要な報告を求めたにもかかわらず報告書等の提出がない場合、②改善計画書を提出したにもかかわらず改善の努力が全く見受けられない場合、③2年連続して同一項目について不適合と判定され、改善の努力が見受けられず、施設指導上特に改善が必要な事項であると保健所長が判断する場合に、開設者又は管理者あてにすみやかに改善するよう勧告すること。</p> <p>なお、勧告を行った不適合事項については、改善結果の報告を求めること（報告期限は概ね2ヶ月以内）。</p> <p>改善結果報告を受けた（改善結果報告書の提出がない場合には、提出期限）後の直近の立入検査において、様式6に記載された事項に記載された改善を要する事項に、改善の努力が全く見受けられない場合に、様式9により医療機関の開設者又は管理者に対し、速やかに改善するよう勧告した上で、提出期限を概ね2か月以内に設定し、改善結果報告（様式は任意）を求めること。</p> <p>なお、様式9を勤改センターに情報共有し、勤改センターはこれを受けて、速やかに該当医療機関へ支援訪問を行うこと。 また、医療機関から提出された改善結果報告についても、勤改センターへ共有すること。</p> <p>*上記と同様医療機関からの要請ではなく、プッシュ型で支援訪問。改善結果報告の提出期限前までに、指摘事項の改善支援を図る。</p>	<p>様式9</p>

<p>改善命令等 (行政処分)</p>	<p>改善勧告に応じた改善若しくは改善の努力がなされず、又は報告がなされない場合で、医療法第24条第1項に定める要件に該当する場合は、その規定に基づき開設者に対して施設使用制限命令等の処分を行うこと。</p> <p>改善勧告に応じた結果報告を受けた（改善結果報告書の提出がない場合には、提出期限）後の直近の立入検査において、様式6に記載された事項に記載された改善を要する事項に、改善の努力がなされないと判断される場合には、当該結果を速やかに勤改センターへ共有すること。</p> <p>勤改センターはこれを受けて、速やかに該当医療機関に支援訪問し、状況を確認の上、共有された結果のとおり、改善の努力がなされていないと判断される場合には、医療法に基づく都道府県知事の権限等により、必要な措置を講じること。</p> <p>なお、勤改センターは、必要な措置を講じた場合、医療整備課へ共有し、医療整備課は該当保健所へ当該措置内容を共有すること。</p> <p>*必要な措置とは、医療法第111条及び同法第126条に基づく改善措置命令を行い、命令に違反等をした場合には、同法第148条及び同法第150条に基づく罰則の適用、地域医療提供体制の確保の観点を踏まえ、支障のない限りにおいて同法第117条に基づく特定労務管理対象機関の指定の取消を行うこと。</p>	<p>埼玉県 公文例 規程に よる</p>
-------------------------	--	-----------------------------------